

事 務 連 絡
平成21年1月13日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振 興 課
老人保健課

訪問介護及び訪問看護車両に係る駐車許可への対応について（情報提供）

日ごろから、介護保険行政の推進に御理解、御協力を賜り御礼申し上げます。

訪問介護及び訪問看護車両に係る駐車許可への対応については、本年2月29日付けの事務連絡により、各都道府県における現状について調査を依頼しておりましたところ、御協力いただきありがとうございました。

今般、調査の結果に基づき、別添1のとおり概要をまとめましたので、情報提供させていただきます。

本調査の結果においては、訪問介護車両等に係る駐車許可についての状況は、都道府県ごとに相違がみられたところではありますが、訪問介護及び訪問看護に限らず、訪問系のサービスに係る駐車許可について、各サービス事業者等から、駐車許可の申請の方法がわかりにくい、緊急にサービス提供した場合であっても、駐車許可の申請の取扱いが弾力化されない等の声が寄せられているところです。

厚生労働省としては、こうした訪問介護車両等に係る駐車許可の現状を踏まえ、円滑な駐車許可制度の運用に向けて警察庁と協議しているところですが、各都道府県においても、必要なサービス提供に支障が生じることのないよう、都道府県警の関係部局と十分に連携を図っていただくようお願いいたします。

また、個別に、訪問介護車両等に係る駐車許可の円滑な運用に向けてどのような取組みを行っているか等の聞き取りを行ったところ、別添2のとおり、神奈川県において、県の担当部局と県警本部との協議の結果、駐車申請許可についての留意事項を取りまとめ、神奈川県においては緊急やむを得ない理由があると認められる場合においては、口頭による許可申請が認められる取扱いになったとのことでしたので、併せて情報提供させていただきます。

訪問介護及び訪問看護車両に係る駐車許可への対応について

都道府県調査の概要

I 調査概要

1. 目的

各都道府県における訪問介護及び訪問看護車両の駐車許可の取扱い実態並びに訪問介護及び訪問看護実施上の問題の有無等についての実態把握を行うこと

2. 調査期間

平成 20 年 2 月 29 日～平成 20 年 3 月 14 日

3. 調査先

全都道府県

II 調査結果

1. 現状の取扱い

「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しについて（平成 19 年 2 月 6 日付け、警察庁交通局長通達）」（以下「通達」という。）及び「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しにおける留意点について（平成 19 年 2 月 6 日付け、警察庁交通局交通規制課長、警察庁交通局交通指導課長連名通知）」（以下「通知」という。）の発出から調査期間現在までの各都道府県警察及び都道府県担当部局における対応

1) 通達及び通知の発出について、都道府県警察や所轄警察署等から何らかの情報提供はあったか。

47 都道府県のうち、通達及び通知の発出について、都道府県警察等から何らかの情報提供について「あり」は、訪問介護、訪問看護ともに 13 か所であった。

2) 通達及び通知の発出により駐車許可の見直しが行われたことを受け、訪問介護車両及び訪問看護車両の駐車許可に関して何らかの対応を新たに行ったか。

47 都道府県のうち、「何らかの対応を新たに行った」は訪問介護、訪問看護ともに 16 か所であった。

「何らかの新たな対応」は、

- ① 都道府県警察との協議
- ② 駐車許可制度の見直しについて警察庁又は都道府県警察作成の文書等を訪問介護・訪問看護事業者へ周知
- ③ ホームページへの掲載

が多く、他に、都道府県の対応として、都道府県警察との口頭連絡や説明会の開催等情報提供等を行ったところや、都道府県警察が駐車許可制度の見直しについて訪問介

護事業者及び訪問看護事業者に対して文書を発出したところがあった。

3) その結果、訪問看護車両の駐車許可についてどのような対応がとられているか。

47都道府県のうち、「通達に準拠」と回答したのは、訪問介護、訪問看護ともに13か所であった。一方で「従来どおり」は、訪問介護、訪問看護ともに6か所であった。

2. 訪問看護における従前の取扱いについて（平成6～7年当時の対応について）

1) 訪問看護車両の駐車許可に関して何らかの対応を行ったか。

47都道府県のうち、「特に対応していない」は9か所、「何らかの対応を行った」は7か所であった。

「何らかの対応」の内容は、

- ① 都道府県警察と協議
- ② 訪問看護事業者に対し、駐車禁止の取扱いに係る文書の発出
- ③ 関係団体が都道府県警に申入れを行った

などであった。

2) その結果、訪問看護車両の駐車許可についてどのような対応がとられていたか。

47都道府県のうち、「駐車禁止除外車両の取扱い」がなされていたのは4か所であり、「個別の審査により判断されていた」のは2か所であった。

3. 駐車許可制度等の運用の見直しによって訪問介護事業者、訪問看護事業者やサービスの利用者等から寄せられている意見等について把握している内容について

1) 訪問介護事業者及び訪問介護サービスの利用者並びに訪問看護事業者及び訪問看護サービスの利用者から把握した実態について

47都道府県のうち、訪問介護、訪問看護ともに「駐車許可が認められない」が2か所、「駐車違反の取締りを受けた」が2か所、「駐車料金の負担が増大している」が16か所、「駐車許可申請の手続のため事務負担が増大している」が3か所、「駐車可能箇所の満車時はサービス提供に支障を生じている」が3か所などであった。

2) 訪問介護事業者及び訪問介護サービスの利用者からの要望

47都道府県のうち、「駐車規制除外車両としてほしい」が2か所、「警察署への申請方法を統一してほしい」が2か所などであった。

3) 訪問看護事業者及び訪問看護サービスの利用者からの要望

47都道府県のうち、「平常時から駐車規制除外車両としてほしい」が8か所、「緊急時には駐車規制除外車両としてほしい」が3か所、「警察署への申請方法を統一してほしい」が2か所などであった。

4. 今後、駐車許可について、何らかの反応を行う予定はあるか。

47 都道府県のうち、「今後検討する」は訪問介護、訪問看護ともに6か所であった。

5. 訪問介護車両及び訪問看護車両に係る駐車許可に関する意見、要望。

47 都道府県のうち、駐車許可に関する意見として、「国レベルでの対応が必要」は9か所、「緊急時訪問看護車両を除外してほしい」は5か所、「平常時訪問看護車両を除外してほしい」は2か所、「従前の取扱いへの変更」は3か所、「包括的駐車許可」の対応は3か所、「運用の緩和」は2か所であった。

また、「事務手続きの簡素化」については3か所であった。